

国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程

平成22年3月23日制定
平成22年規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第3条第3項の規定により、同条第2項第3号の年俸制の給与に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、労働契約の期間の定めのある国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第2条第1項に規定する職員として、次の各号のいずれかに該当する経費により雇用しようとする者又は国立大学法人大分大学教育職員規程（平成16年規程第16号）第2条第2号に規定する校長として雇用しようとする者であり、かつ、法人の人件費を基に配分された教員数の範囲内の者のうち、学長が必要と認める者（以下「年俸制適用職員」という。）に適用する。

- (1) 外部資金
- (2) 診療収入
- (3) 運営費交付金の積算においてプロジェクト型事業として認められた経費
- (4) 部局において年俸制適用職員を雇用するために確保した経費

(年俸制適用職員の給与及びその適用)

第3条 年俸制適用職員に支給する給与は、年俸、給与規程第25条に規定する本給の調整額及び給与規程第3条第1項第2号に規定する諸手当のうち、期末手当及び勤勉手当を除く諸手当並びに第6条に規定する医療従事者等处遇改善手当とする。ただし、外部資金により雇用される者については、当該外部資金の定めによるものとする。

- 2 前項本文の年俸は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に適用する。
 - (1) 教育職員の年俸（別表第1） 教授、准教授、講師、助教、及び校長
 - (2) 事務職員の年俸（別表第2） 事務職員及び技術職員
 - (3) 医療職員の年俸（別表第3） 医療系技術職員及び看護系技術職員
 - (4) リサーチ・アドミニストレーターの年俸（別表第4） 総括URA及びURA

(年俸の計算期間)

第4条 年俸制適用職員の年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(年俸及び諸手当の決定)

第5条 年俸制適用職員の年俸は、当該年俸制適用職員が所属することとなる部局の申請に基づき、別表第1から別表第4の定めるところにより、学長が決定する。

- 2 年俸制適用職員の年俸及びその区分を変更する時期は、原則として年度当初に限るものとする。
- 3 年俸制適用職員の本給の調整額及び諸手当の額の決定等については、医療従事者等处遇改善手当及び義務教育等教員特別手当を除き、給与規程を準用する。
- 4 前項の規定により本給の調整額及び諸手当の額に給与規程を準用するに当たっては、別表第1から別表第4に規定する職種又は職種に適用される号給に応じ、次の各号に掲げるとおり職務の級を適用するものとする。

- (1) 給与規程第5条第2項第2号イに規定する教育職本給表（一）

職種	職務の級
助教相当	2級
講師相当	3級
准教授相当	4級

教授相当	5級
------	----

- (2) 給与規程第5条第2項第2号ロに規定する教育職本給表(二)

職種	職務の級
校長相当	4級

- (3) 給与規程第5条第2項第2号ハに規定する教育職本給表(三)

職種	職務の級
校長相当	4級

- (4) 給与規程第5条第2項第1号イに規定する一般職本給表(一)

職種	職務の級
一般職員相当	1級
主任相当	2級
係長相当	3級
副課長相当	4級
課長相当	5級

- (5) 給与規程第5条第2項第3号イに規定する医療職本給表(一)

職種	職務の級
一般職員	2級
医療系主任相当	3級
副部長, 副技師長, 副療法士長, 副技士長, 技師長, 療法士長, 技士長相当	4級
副部長, 技師長, 療法士長, 技士長相当	5級

- (6) 給与規程第5条第2項第3号ロに規定する医療職本給表(二)

職種	職務の級
看護師等	2級
副看護師長, 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師相当	3級
看護師長相当	4級
副看護部長相当	5級
看護部長相当	6級

- (7) 給与規程第5条第2項第2号イに規定する教育職本給表(一)

職種	号給	職務の級
URA相当	1～3号給	2級
URA相当	4～5号給	3級
URA相当	6～8号給	4級
総括URA相当	9～11号給	5級

(医療従事者等処遇改善手当)

第6条 医療従事者等処遇改善手当は、医学部附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 医療職員の年俸の適用を受ける職員
- (2) 教育職員の年俸の適用を受ける職員(診療業務に従事する者に限る。)
- (3) 事務職員の年俸の適用を受ける職員(医師の事務作業を補助する者を除く。)
- (4) 第1号に規定する職員の業務と同種の業務を行う教育職員の年俸の適用を受ける職員

2 医療従事者等処遇改善手当の月額は、当該手当が支給される職員に適用される年俸の号給及び区分に応じ、別表第5に定める額とする。

- 3 第1項第2号に規定する職員については、40歳に達する日の属する月まで支給する。
- 4 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、その月の手当は支給しない。

(義務教育等教員特別手当)

第7条 義務教育等教員特別手当の月額は、教育学部附属学校に勤務する校長に対し、勤務場所及び別表第1の号給に応じて、次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 教育学部附属特別支援学校に勤務する者
 - ア 1号給 18,700円
 - イ 2号給 19,600円
- (2) 教育学部附属小学校及び附属中学校に勤務する者
 - ア 1号給 18,700円
 - イ 2号給 19,000円

(給与の支給日)

第8条 給与(第3項から第5項までに規定する諸手当を除く。次項において同じ。)は、毎月1回、当該月の17日(以下「支給日」という。)に、年俸額の12分の1に相当する金額及びその月の諸手当の額を支給する。

- 2 給与の支給日は、給与規程第4条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 外部資金獲得手当は、給与規程第4条第4項の規定を準用する。
- 4 競争的研究費等業績手当は、給与規程第4条第5項の規定を準用する。
- 5 クロスアポイントメント手当は、給与規程第4条第6項の規定を準用する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 職員に係る本給の調整額、初任給調整手当及び通勤手当については、給与規程の一部を改正する規程(平成26年規程第45号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 3 職員に係る本給の調整額及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第3号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 4 職員に係る本給の調整額及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第77号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 5 職員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(平成29年規程第70号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 6 職員に係る特別診療手当、宿日直手当及び初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(平成30年規程第65号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 7 職員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和5年規程第63号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 8 国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程の一部を改正する規程(令和6年規程第51号。以下「改正規程」という。)の施行日の前日から引き続き勤務する医学部附属病院に勤務する職員のうち、第3条第2項第2号に規定する年俸が適用される者(医師の事務作業を補助する者に限る。)の令和6年度における年俸及びその区分を変更する時期については、第5条第2項の規定による年度当初のほか、令和6年6月1日に限るものとする。この場合において、令和6年6月1日における年俸及びその区分の変更については、改正規程の施行日の前日に受けていた年俸額を下回ることができない。
- 9 職員に係る初任給調整手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和7年規程第17号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。
- 10 職員に係る面接指導実施医師手当については、給与規程の一部を改正する規程(令和7年

規程第39号)による改正後の給与規程の規定に準じて支給する。

附 則 (平成26年規程第43号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第48号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 平成27年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成28年規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 平成28年3月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成28年規程第79号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 平成29年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により、改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第72号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 平成30年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則 (平成30年規程第67号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大

学の年俸制に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 平成31年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和2年規程第21号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第23号）

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和4年規程第85号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和5年規程第67号）

（施行期日）

- この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（差額の支給）

- 令和6年1月1日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和5年規程第69号）

この規程は、令和6年1月1日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年規程第71号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規程第51号）

（施行期日）

- この規程は、令和6年11月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（差額の支給）

- 令和6年11月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和7年規程第20号）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第27号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第41号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月26日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和7年3月26日に在職する職員で、新規程の適用により改正前の国立大学法人大分大学の年俸制に関する規程に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和7年規程第48号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。